

条例の方向性に関する委員意見の要旨

1 条例の内容等について

(1) 普及の促進に係る施策についての意見

① 総論・目的

- ・ 伊勢茶のブランド化を強化し、国内外の販路を拡大していくこと。(杉本委員)
- ・ 「伊勢茶の消費の拡大に向けた調査」が委員会の目的であるということからすると、「主に地域のお茶の普及促進を目的とする条例」とすべき。(長田委員)

② 飲食店・関連商品との連携

- ・ 顧客接点を確保・拡大する上で、飲食店との連携は重要(辻内委員)
- ・ 呈茶は、おもてなしの一環で無料の意識がある。ブランド化して茶を有価で飲む環境づくりの醸成ができないか。(中瀬古委員長、舟橋委員)
- ・ 飲食関係者との連携又は伊勢茶を扱う飲食関係者への支援(津田副委員長)
- ・ 伊勢茶の乾杯を推進することにより伊勢茶を愛飲する気運を醸成することにつながる。(津田副委員長、辻内委員、杉本委員)
- ・ 三重には、伊賀焼、萬古焼が生産されており、関連商品として情報発信することは重要(中瀬古委員長、山本委員)

③ 伊勢茶ブランドのPR

- ・ 「伊勢茶」ブランドとして知名度を上げていく。(トップセールス・官民による宣伝広告)(中瀬委員、杉本委員)
- ・ 県民が、一日一杯の伊勢茶を飲むなど、お茶のある暮らしを心がけるよう、取り組みをすすめる。(杉本委員)
- ・ 歴史と文化を彷彿させるようなわかりやすいストーリーの整理(中瀬古委員長、山本委員)
- ・ エビデンスに基づいたお茶の効能のPR(中瀬古委員長)
- ・ 伊勢茶のイメージキャラクターの刷新(山本委員)
- ・ 公共施設の給茶サービスの検討(給湯器、茶葉、マイボトル)(中瀬古委員長)
- ・ 来庁者には伊勢茶に関するもの(ペットボトル、ティーバッグ)などをリーフレット等といっしょに渡すことは出来ないのか?(世古委員)

④ 新しいニーズへの対応

- ・ 粉抹茶や有機栽培のお茶に可能性があり、そうした伊勢茶の新しい未来を拓く後押しをする。(村林委員)
- ・ 消費者のライフスタイルの変化に合わせたお茶の楽しみ方の提案(杉本委員)
- ・ 抹茶を使用したお菓子等の促進(長田委員)
- ・ 手軽に入れるティーバッグもあわせて普及していく。(中瀬古委員長)

- ・ サブスクでのお茶の需要や提供方法の研究（企業と協働したマーケティング）（中瀬古委員長）
- ⑤ 輸出、観光等の需要への対応
- ・ 国内市場が縮小する中、茶産業の持続的な成長を実現するためには、輸出拡大を図ることは必須。（辻内委員）
 - ・ 輸出拡大に向けた流通販売体制の整備をすすめる。（津田副委員長、杉本委員）
 - ・ 海外輸出の可能性を調査し相談があればすぐに対応できるような知見を蓄積し備える。（中瀬古委員長）
 - ・ 茶畑に行って、その景観を眺めながら、お茶を飲んだり、茶摘みを体験させることは、これからの新しいツーリズムとして有望。（山本委員）
- ⑥ その他普及の促進に係る施策についての意見
- ・ 水沢茶等の伊勢茶以外の県内地域ブランドの促進（長田委員）
 - ・ 伊勢茶の日…年に1日1回又は一定期間、伊勢茶を盛り上げることは大切である。（津田副委員長）

② 食育の推進に係る施策についての意見

- ① 総論・目的
- ・ 三重県民の「伊勢茶を知り、伊勢茶を飲もう」とする、県民運動にしていくこと。（杉本委員）
- ② 学校教育におけるお茶の飲む機会の確保
- ・ 学齢期から茶に親しむ習慣を育む機会を学校教育の場で確保することは、消費の確保・拡大につながる。（辻内委員）
 - ・ お茶を飲む習慣をつくるために、保育所・幼稚園・小学校・中学校・高校で、本格的な茶を飲む機会をつくる。（中瀬委員）
 - ・ 全県的に食育（淹れ方教室を含む）の推進を促していく（給食に取り入れることも検討）（中瀬古委員長）
- ③ 伊勢茶について学ぶ機会の提供
- ・ 茶の生産現場に対する理解を深めるための取り組みを実施することは、適正な価格形成を実現する上で重要。（辻内委員）
 - ・ 和食文化の推進に合わせ伊勢茶の歴史・文化の学習をすることで将来のお茶に対する文化を継承する。（中瀬委員）
 - ・ 三重の子どもたちが、伊勢茶の生産等に関わる地域の人と出会い、伊勢茶の歴史・文化等を学び、広く伊勢茶に親しむ機会を設けるよう取り組みをすすめる。（杉本委員）
 - ・ 小学校で利用する副読本に「伊勢茶」を作成できないか。（舟橋委員）

- ・ 伊勢茶学（仮称）の創設（中瀬古委員長、津田副委員長、世古委員）
- ・ 「**学」を考える上でストーリーは必要である。歴史を考える時、特定の地域では作りやすいが伊勢茶の場合、どう考えるか難しいところがある。（世古委員）
- ・ 三重県民が、伊勢茶の歴史・文化、その他健康等に関するお茶の機能について理解を深める機会や場を提供する取り組みをすすめる。（杉本委員）

③ その他生産振興等に係る施策についての意見

- ・ 伊勢茶の生産が縮小しないよう農家支援策を行う。（中瀬委員）
- ・ 生産がしやすくかつ消費者ニーズに合った品種改良（開発）を断続的に進める。（中瀬古委員長）

④ 推進体制その他施策以外についての意見

① 計画、戦略等

- ・ 販売先ルート別の戦略をたてることが重要（県内向け、県外向け、国外向け）（中瀬委員、長田委員）
- ・ 地産地消等の重要性を食育の推進、日常の消費段階、インバウンド、観光客それぞれの層で考えていく必要あり。（山本委員）
- ・ 現在の伊勢茶振興計画に条例の内容を含める。（津田副委員長）
- ・ お茶の振興を考える場合、それぞれの役割を明記していかなければいけないと思います。（世古委員）

② 茶業関係者との意見交換の場等

- ・ 飲食店関係者を入れた進捗管理体制（津田副委員長）
- ・ 若手生産者が明るく希望を持てる生産や販売ができるように情報交換をする機会を提供し、生産者・問屋・販売者などがネットワークを持てるような仕組みづくり（中瀬古委員長）
- ・ 茶業会議所、中央普及改良センター、農業研究所茶業研究課、県行政などが意見交換等の情報共有の場を持つ。（中瀬古委員長）

2 条例の振興の対象について

(1) A案「三重県産100%の緑茶に限定」

- ・ 三重県のホームページに「三重県で生産されるお茶の総称であり、三重県産100%の緑茶です。」と記されているので、A案が望ましい。(長田委員)
- ・ 伊勢茶は総称であり、収穫した地域により水沢茶などとも呼ばれることがあることを定義してはどうか。(長田委員)
- ・ A案がいいが、三重県産100%をどこまで維持できるか?(山本委員)
- ・ 関係団体との理解が得られるか不透明。混乱するおそれがある。(津田副委員長)
- ・ 定義をする必要がなければ定義をしなくてもよいのでは?(津田副委員長)

(2) B案「三重県産のお茶全般を広く対象」

- ① 三重県産100%であれば、ウーロン茶又は紅茶も含める。
 - ・ 緑茶以外も対象とする。ただし、三重県産100%とする。(辻内委員、杉本委員、舟橋委員)
 - ・ 県条例としては、幅広く県産の茶葉を使用すれば「伊勢茶」のネーミングを使用すればよい。他県産の茶葉を混ぜる場合は、伊勢茶に含まない。(中瀬委員)
 - ・ 伊勢茶の新しい可能性を狭めないために、B案かつ三重県産100%とするのが良い。平等原則に従い、特定の商標を条例に定義付けるよりも良い。(村林委員)
 - ・ 消費者のニーズと必ずしも一致していると言い切れないため。(中瀬古委員長)
 - ・ 三重県産100%とは何か議論が必要。(中瀬古委員長)
- ② 三重県産のお茶全般を広く対象とする。
 - ・ 三重県産のお茶全般を広く対象にしたほうが良い。和紅茶とか今後人気が出てくるような気がするので緑茶に限定しないほうが良いのではないか。(世古委員)
- ③ 三重県産100%に限らず、広くお茶を対象とする。
 - ・ 「お茶に親しむ」「愛飲」を県民運動としていく場合は、伊勢茶と限定せず、お茶とする。(杉本委員)

(3) その他の意見

- ・ 茶業団体に対して、緑茶以外の県産和紅茶、ウーロン茶を対象の中に入れてもらえるよう働きかけてはどうか?(津田副委員長、村林委員)

3 その他の御意見等について

(1) 今後の進め方について

- ・ 条例案づくりについては、じっくり検討したい。(杉本委員)
- ・ 条例骨子案の正副委員長案(たたき台)を提案してください。(舟橋委員)
- ・ 条例制定後、ホテル、飲食団体、市町等への協力要請どうやってするか?(津田副委員長)